



お知らせ

高齢者を狙う悪質商法に注意！

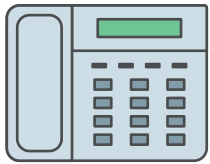
被害を防ぐため

対策①

- 固定電話は在宅時でも留守番電話に設定し、知らない番号には出ない悪質な勧誘を防ぐのに効果的です。
- 電話に出てしまった時は録音設定にし、記録を残す
録音データがあると、食い違いがあった場合に事実確認ができます。

ただいま留守にしております

通話内容を録音しております



対策②

- 突然の訪問者には、インターホン越しやドアチェーンをして対応
不審に思ったらきっぱりと断り、消費生活センターに情報をお知らせください。

対策③

- 家族や地域による「見守り」と「声かけ」が最も効果的
「見慣れない商品が増えた」「不審な業者が出入りしている」などの異変に気づいたら、消費生活センターへ相談してください。

☎消費生活センター(☎3711-1133、FAX 3711-5297)

9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です。

悪質業者は言葉巧みに不安をあおり、さまざまな手口でシニア世代の財産を狙っています。トラブルに巻き込まれたり、不審に思ったりした場合は、一人で悩まず、すぐに消費生活センターへご相談ください。

困った時にご相談ください

消費生活センター
(区民センター内)

相談専用電話 ☎3711-1140
受付時間 月～金曜日9:30～16:00
(祝・休日を除く)

高齢者被害特別相談を
実施します

消費生活センター(電話・対面)でお受けします。
📅9月28日(月)～30日(水)9:30～16:00

多重債務でお悩みのかたへ

複数の消費者金融などから借入れし多重債務に陥ると、個人の知識や努力だけで解決することは困難です。早期に専門家に相談して、債務整理などの対応を検討することが大切です。

●多重債務110番(無料特別相談)

債務整理の方法と適切な専門機関を案内します。

📅9月7日(月)・8日(火)9:30～16:00



お知らせ

地域交流サロン・会食サービス

地域のかたとの交流の場として、地域交流サロンや会食サービスがあります。

地域交流サロン

希望者は当日会場へ

お茶などを飲みながら楽しく話したり、塗り絵や折り紙などをしたりして自由に過ごすことができる地域の居場所です。

地域の皆さんと歌ったり、介護予防体操をするなどのイベントも実施しています。

会場	日時(祝・休日を除く)など
高齢者センター (☎5721-2291)	毎週月・木曜日10:00～16:00 📅60歳以上の区内在住者
特別養護老人ホーム中目黒 (☎5704-3631)	毎週火曜日 11:00～15:00
さんホーム目黒 (☎6303-3137)	毎週水曜日 11:00～15:00
特別養護老人ホーム東山 (☎3791-8451)	毎週木曜日 11:00～15:00
特別養護老人ホーム東が丘 (☎5481-5639)	毎週金曜日 11:00～15:00
こぶしえん (☎5722-5550)	毎週金曜日 13:00～14:00

のぼり旗が目印です



会食サービス(10月～令和9年3月)

申し込みが必要

地域のかたと一緒に、栄養バランスのとれた食事を取り、食生活の改善を図ります。また、栄養士による栄養相談も実施します。

📍次のいずれかに該当する区内在住者

- ①65歳以上で一人暮らし②世帯全員が65歳以上
- ③日中、65歳以上のみになる

📌1食400円 📌9月1日までに、窓口

📌高齢福祉課(総合庁舎本館2階)、地域包括支援センター、各会場(下表)

会場	日時(12:00～13:00。祝・休日を除く)	定員(抽選)
高齢者センター	毎週月曜日または木曜日	各20人
特別養護老人ホーム中目黒	毎週火曜日	15人
さんホーム目黒	毎週水曜日	15人
特別養護老人ホーム東山	毎週木曜日	15人
特別養護老人ホーム東が丘	毎週金曜日	15人
こぶしえん	毎週金曜日	12人

☎高齢福祉課いきがい支援係(☎5722-9837、FAX 5722-9474)



お知らせ

高校・大学受験を応援します

受験生チャレンジ支援貸付事業

受験を控えた中学・高校の3年生などがいる世帯に、受験料や学習塾の受講料を無利子でお貸しします(要件あり)。
高校・大学などに入学した場合、申請により返済が免除されます。



対象	貸付限度額
中学3年生またはこれに準じるかた	受験料27,400円 塾などの受講料300,000円
高校3年生またはこれに準じるかた	受験料120,000円 塾などの受講料300,000円

📍次の①～⑦全て要件を満たすかた(他にも要件あり)

- ①世帯の生計中心者(18歳以上) ②都内に在住している
- ③世帯の総収入・合計所得が基準以下 ④世帯の資産が600万円以下
- ⑤居住用以外の不動産を所有していない ⑥生活保護受給世帯でない
- ⑦暴力団員がいない世帯

養育者の総収入・合計所得の基準

※()内は合計所得

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般	—	4,410,000円 (3,087,000円)	5,049,000円 (3,599,000円)	5,737,000円 (4,149,000円)
ひとり親	4,057,000円 (2,805,000円)	4,966,000円 (3,532,000円)	5,772,000円 (4,175,000円)	6,396,000円 (4,674,000円)

※世帯人数は養育者と就学中または18歳未満の就労前の子どもの人数
※賃貸物件居住の場合は家賃控除できる場合あり
※6人以上の世帯はお問い合わせください

申込期限 令和9年1月29日

申し込み方法など詳細は、区Web🌐をご覧ください。
お問い合わせください。



☎福祉総合課くらしの相談係(☎5722-9249、FAX 5722-9062)